

福井国際フェスティバル参加経費の支援に係る要綱

1 趣 旨

福井県国際交流関係団体連絡会（以下、「連絡会」という。）の会員に対し、福井国際フェスティバルへの参加にかかる直接経費の一部を支援する。

2 支援金

事業の実施に要する直接経費（消耗品、印刷費、食料費等）の一部を支援する。（上限 5,000 円）

3 申請の方法

支援金の交付申請をしようとする者は、福井国際フェスティバル開催日の 2 週間前までに、連絡会会長（以下「会長」という。）に福井国際フェスティバル参加支援金交付申請書（様式第 1 号）を会長に提出するものとする。

4 請求書の提出

事業を実施した者は、事業終了後 2 週間以内に福井国際フェスティバル参加支援金請求書（様式第 2 号）を会長に提出するものとする。

5 支援金の交付

会長は、請求書を受理した後これを検査し、受理の日から 1 ヶ月以内に確定金額を申請団体等の指定する銀行口座に振り込むものとする。

6 申請内容の変更

申請後、申請内容に変更があった場合、申請者はすみやかに会長に報告しなければならない。

7 交付の取り消し

(1) 会長は、次の一つに該当するときは、交付の全部または一部を取り消すことができる。

(ア) 事業を実施しなかった場合

(イ) 事業が延期または中止された場合

(ウ) 申請者の内容と実施内容が著しく異なる場合

(エ) 虚偽の申請およびその他不正な手段により支援金の交付を受けた場合

(2) 前号の規定により交付を取り消された場合において、既に支援金が交付されているときは、当該取り消しにかかる支援金を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。